

岐阜市福介第 1779 号
令和 7 年 3 月 31 日

地域密着型サービス事業所 管理者様

岐阜市福祉部介護保険課長

地域密着型サービスの地域交流について

平素より本市の介護保険事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 3 月 25 日に開催しました「岐阜市地域密着型サービス運営委員会」におきまして、地域密着型サービスの特性として、日ごろから地域との関わりを持つことが重要であるとのこと意見をいただきました。

また、岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 3 条第 2 項において、「指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。」と規定しています。

認知症を患っている高齢者や中重度の要介護高齢者等が、住み慣れた地域で生活できるように支援する地域密着型サービスにおいて、地域行事への参加や地域住民の事業所行事への参加等の地域交流は重要な取り組みでありますので、各事業所におかれましては、積極的な地域交流に努めていただきますようお願いいたします。

岐阜市 福祉部 介護保険課 支援係

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1

TEL: 058-214-2093 (直通)

FAX: 058-267-6015

E-mail : kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp